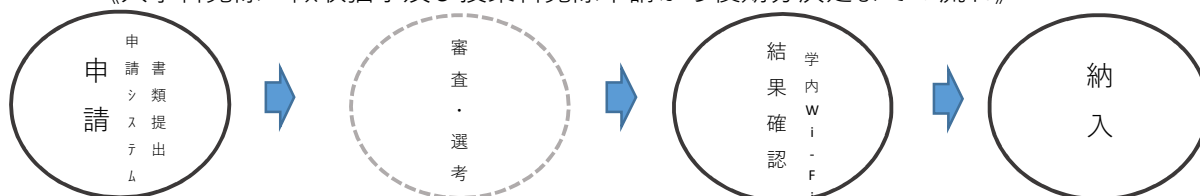


熊本大学 令和4年度 10月入学 入学料免除・徴収猶予申請 後期授業料免除申請のしおり (日本人学生用)

※入学料・授業料免除の申請は、「入学料・授業料免除申請システム」を利用して申請します。
利用は熊本大学公式ウェブサイトの「入学料・授業料免除申請システムの入力方法」をご覧ください。

《入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請から後期分決定までの流れ》



※1次申請：「入学料・授業料免除申請システム」にて入力、2次申請：書類提出

入学料免除・徴収猶予の申請

1次申請：9月15日～22日

2次申請：9月15日～26日

(災害枠・コロナ枠)

1次申請：9月23日～27日

2次申請：9月26日～30日

→ 10月初旬～10月中旬 → 10月下旬 → 11月初旬～中旬

授業料免除の申請

1次申請：9月15日～22日

2次申請：9月15日～26日

(災害枠・コロナ枠)

1次申請：9月23日～27日

2次申請：9月26日～30日

→ 10月初旬～11月中旬 → 11月下旬 → 12月12日

(災害枠・コロナ枠)：大学院10月入学の方で次に該当する者

- ①学資負担者が死亡した者（免除申請前1年以内）
- ②風水害等被害を受けた者
- ③災害救助法適用地域で被災した世帯の者（令和4年福島県沖地震など）
- ④COVID-19感染拡大の影響により家計が急変した者（授業料のみ）

申請者は、免除の許可又は不許可の決定があるまで入学料及び授業料の納入が猶予されますので、その間入学料及び授業料は納入しないでください。

免除結果は、学生本人が学内Wi-Fiから「熊本大学学務情報システム（SOSEKI）」上で確認します。不許可又は一部免除の決定があった者の入学料・授業料の納入については、7ページを参照してください。

= 希望者は申請のしおりを熟読の上、1次申請後、申請書類を揃えて申請受付期間（2次申請）内に郵送してください。 =

■各申請受付期間を過ぎての申請は、一切受け付けません。

■入学料免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、様式や証明書類等の提出は1セットです。

■入学料徴収猶予とは、入学料の納入を一定期間猶予するものであり、免除ではありません。選考結果の通知から納入までの期間が短いので、免除を申請する者は、徴収猶予を併願されることをお勧めします。

◆申請方法：「レターパックライト」で郵送

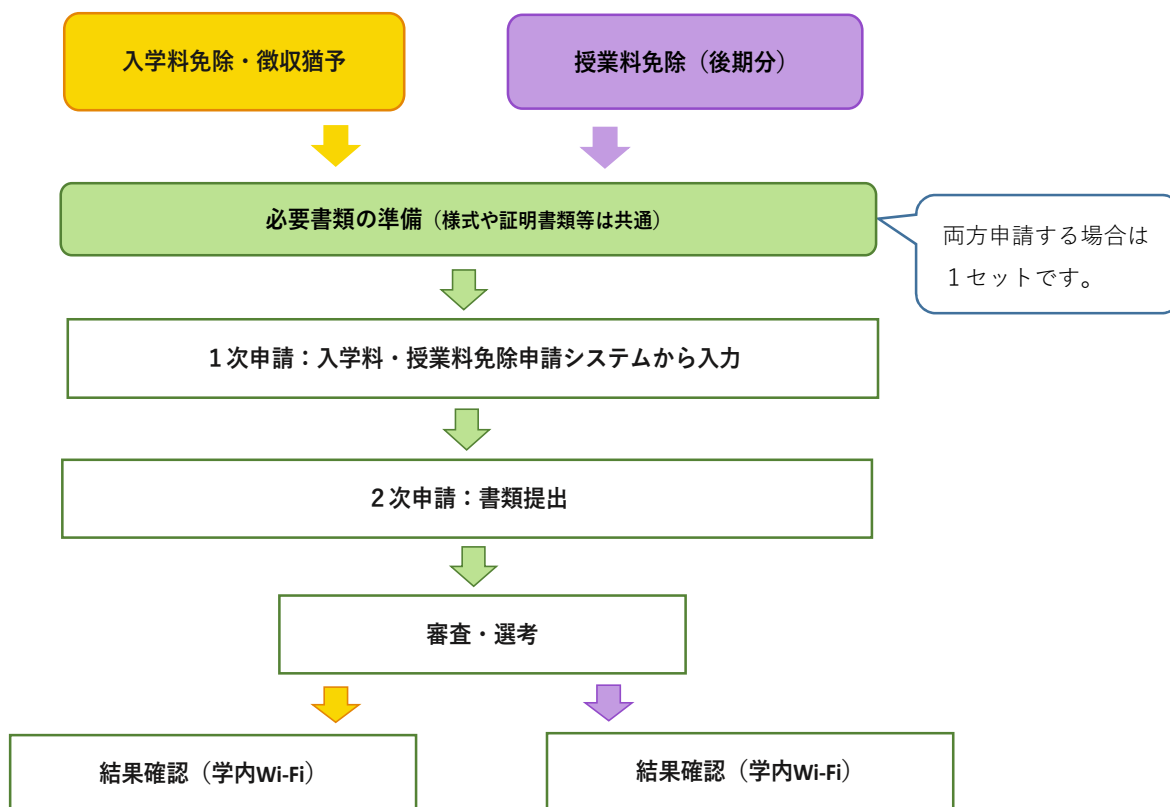
※提出書類は、「レターパックライト」（追跡確認ができるため）を使用し、品名欄に「受験番号」、
「学部、教育部等名」及び「入学料免除書類等在中」と記載して郵送してください。

電話番号は必ず記載してください。期限は消印有効です。

◆郵送先 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40-1

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当 宛

《入学料免除・徴収猶予及び授業料免除（後期分）申請の流れ》



※1次申請（申請システム入力）の後、2次申請（書類提出）を期限内にしなければ、申請は辞退として取り扱います。

※不備等があった場合には、stメール及び学務情報システム「SOSEKI」に登録されているメールアドレス等又は「レターパックライト」の連絡欄に記入されている連絡先等に連絡しますので、速やかに対応してください。連絡に応答がない場合は、申請を取り下げたものとみなします。



免除結果については、学生自身が学内Wi-Fiに接続し、スマートフォン等から確認するようになっており、保護者の方への通知や郵送は行っておりません。

●免除の判定結果の確認方法（入学料免除・徴収猶予、授業料免除共通）

- ① スマートフォン等から学内Wi-Fiに接続、<http://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>にアクセスし、「熊本大学学務情報システム（SOSEKI）」を開く。
- ② 「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」→「授業料免除」「入学料免除」「入学料徴収猶予」の欄で結果確認

- ・入学料免除・徴収猶予と授業料免除の申請に必要な様式や証明書等は、共通で審査します。
- ・令和3年10月1日～令和4年9月30日の間に臨時所得（退職金、保険金、資産譲渡等）がある場合は、金額や受取日が分かるものを提出してください。ただし、この期間に退職した場合は、退職金の有無に関わらず退職及び退職金支給証明書（様式6）の提出が必要です。詳細は、本紙4ページの★の欄を確認してください。

1. 入学料免除・徴収猶予について

[一般枠]

(1) 入学料免除について

経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる場合に、本人の申請に基づき選考の上、入学料の全額又は半額が免除される制度です。

(2) 入学料徴収猶予について

※この制度は、入学料の納入を一定期間猶予するものであり、免除ではありません。

経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる場合に、本人の申請に基づき選考の上、入学料の納入が猶予される制度です。

2. 授業料免除について

[一般枠]

経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる場合に、本人の申請に基づき選考の上、授業料の全額又は半額が免除される制度です。

※注意※

上記に該当していても、出願しようとする学期分の入学料・授業料を納入済の者は、入学料免除・徴収猶予、授業料免除申請の対象となりませんので注意してください。

以下の場合、上記1. 2. にかかわらず申請が可能です。

●学資負担者が死亡又は申請者本人若しくは学資負担者が風水害等の被害を受けた（災害救助法適用外）場合について [一般枠]

入学前1年以内において、申請者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」）が死亡又は申請者本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料・授業料の納入が著しく困難であると認められる者

※「入学前1年以内」とは、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの期間

●災害救助法適用地域で被災した世帯の者 [災害枠]

①学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、被災したことにより入学料・授業料の納入が著しく困難と認められる者

②災害救助法が適用される災害により学資負担者が死亡（又は行方不明）となったことにより、入学料・授業料の納入が著しく困難と認められる者

※災害発生後1年以内に納入する入学料及び授業料が対象

●COVID-19感染拡大の影響による家計急変 [コロナ枠]

①令和元年度から令和3年度において国や地方公共団体から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給を受けた者

②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度～3年度と比較して令和4年度の所得が1/2以下になったことにより授業料の納入が著しく困難となった者

3. 選考方法について

(1) 入学料免除・徴収猶予、授業料免除は、申請者のうち学力基準と家計基準の両方を満たした者について、前期・後期ごとに本学の予算の範囲内で、家計困窮度の高い者から順に選考を行います。

家計困窮度が高いと判断された場合であっても、学力基準を満たしていなければ免除になりません。

(2) 学力基準は、次の通りです。**※当該年度の前期・後期は、同じ成績で判定されます。**

- ・大学院修士・博士前期課程1年次：本人が在籍する研究科・教育部における入学試験の成績が上位1／2以内の者
又は学部等における学業成績が上位1／2以内の者
- ・大学院博士・博士後期課程：学業成績等が本人の属する教育部が求める一定基準以上の者

※家計基準については、収入限度額の目安（半額免除の場合）を3ページに記載しています。**世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられますので、申請前に必ず確認してください。**

また、上記（1）にあるように、当該年度の予算の範囲内で選考を行いますので、収入限度額の基準内にあっても、毎回必ずしも免除になるとは限りません。あくまでも目安として参考にしてください。

4. 申請対象者別の手続き等について

〔一般枠〕 該当者

1ページの〔一般枠〕に該当する申請対象者は、表紙の「申請から決定までの流れ」を参照し、免除申請システムにより『入学料・授業料免除申請書』を作成し、提出してください。提出の際は、4ページ以降の「5. 提出書類」を参照のうえ、必要な証明書類を併せて提出してください。

〔災害枠〕 該当者

1ページの〔災害枠〕に該当する申請対象者は、公的機関発行の罹災証明書が「全壊・大規模半壊・半壊（床上浸水）」の世帯です。

※全壊・大規模半壊の世帯は、免除申請システムにより『災害枠 入学料免除・徴収猶予申請書』『災害枠 授業料免除申請書』を作成し、罹災証明書と併せて提出してください。

※半壊（床上浸水）の世帯は、『災害枠 入学料免除・徴収猶予申請書』『災害枠 授業料免除申請書』と罹災証明書に加え、免除申請システムにより作成した一般枠の『入学料・授業料免除申請書』と必要書類を併せて提出してください。経済的に困窮していると認定されない場合は、免除の対象となりません。

〔コロナ枠〕 COVID-19 感染拡大の影響による家計急変

コロナ枠での免除は授業料のみです。

1ページの〔コロナ枠〕に該当する申請対象者で、本学独自の授業料免除（一般枠）の申請資格を満たす場合は、授業料のみ一般枠との併願になります。手続きの仕方については、本学公式ウェブサイトの『「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対する令和4年度（後期）授業料免除」募集要項』を参照してください。

入学料免除及び授業料免除申請に係る収入限度額の目安（半額免除の場合）

入学料免除及び授業料免除申請者の中には、世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられます。申請にあたっては、概ね下表を目安としてください。

なお、この目安額は以下の条件で算定していますので、所得の種類、世帯の構成、通学形態や家庭の特別の事情（母子・父子世帯、身体等に障害のある者、長期療養を必要とする者、家計支持者が単身赴任している者）等の有無によって異なってきますので、ご留意願います。

条件：収入・所得限度額 文部科学省が定めた平成15年度「半額免除」の収入基準額を適用

本人＝自宅通学、奨学金受給無し、アルバイト収入無し

父＝家計支持者 母＝専業主婦

世帯の家族構成 1名：留学生若しくは独立生計者として認定された者

3名：本人と両親

4名：本人、両親及び公立高校生（自宅通学）

5名：本人、両親、公立高校生及び公立中学生（自宅通学）

1 給与所得の場合（単位：千円）

この表の金額は、源泉徴収票の支払金額で給与所得控除前の収入金額を指します。また、年金等の金額を含むものとします。

区分	世帯人員	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	3,880	4,900
	3名	6,050	7,530
	4名	6,780	8,210
	5名	7,230	8,780
自宅外通学	1名	4,515	5,540
	3名	6,640	7,970
	4名	7,220	8,650
	5名	7,670	9,220

2 給与所得以外の場合（商業、工業、林業、水産業及び農業所得等）（単位：千円）

確定申告の売上（収入）金額から必要経費を差し引いた税込み営業利益等の所得金額を指します。

区分	世帯人員	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	2,100	2,820
	3名	3,620	4,950
	4名	4,200	5,630
	5名	4,650	6,200
自宅外通学	1名	2,540	3,260
	3名	4,060	5,390
	4名	4,640	6,070
	5名	5,090	6,640

<注意事項>

免除の選考は、申請資格を有する者（学業優秀と認められ、経済的に入学料・授業料の納入が困難な者）に対して行われます。

ただし、条件を満たした場合であっても、予算の範囲内で入学料・授業料免除が行われるため、必ずしも免除されるとは限りません。

5. 提出書類 ※マイナンバーの記載のある書類は提出しないでください。

(1) 申請者全員が提出する書類 (必須)

提出書類	留意事項
入学料免除・徴収猶予申請書 (A4 版 3 枚)	令和 4 年10月 1 日現在にて入力してください。
授業料免除申請書 (A4 版 3 枚)	令和 4 年10月 1 日現在にて入力してください。
連絡票	免除申請書に添えて提出してください。(様式 1)
アルバイト収入状況申立書	該当がなくても提出してください。(様式 2)
奨学金受給状況申告書	受給していなくても提出してください。(様式 3)
市区町村発行の最新の所得課税証明書 (原本)	未就学児、就学者を除く同一生計家族全員分の個人証明 (1 人 1 枚) が必要です。世帯分 (家族で 1 枚) ではありませんのでご注意ください。専業主婦等や 18 歳以上で収入がない方 (予備校生を含む。) の分もすべて必要です。 ※大学院生は本人分も提出してください。 申請者の兄弟姉妹が学生 (就学者) の場合は必要ありません。
※ 収入 所得 課税額 これらの必要項目が全て記載されているもの。証明書の名称は地方自治体により異なります。申請時現在の最新版は、令和 3 年分 (令和 3 年1月～令和 3 年12月) の証明です。	

(2) 該当者が提出する書類

※必要書類は下表の本人チェック欄を活用してください。

※ (1) の申請者全員が提出する書類 (必須) だけでは審査ができません。本人と同一生計家族で 4 ～ 5 ページの対象者に該当する場合は、該当する全ての項目について、証明書等を提出してください。

(源泉徴収票 (写) や確定申告書 (写) を提出する場合も、市区町村発行の所得課税証明書は全員必要です。)

※ 同一生計とは、同居・別居を問わず家計を支える者が送金等を行うなど、生活費に一体性がみられる状態のことをいいます。

所得等に関する証明書類

※ (写) 以外は原本の提出が必要です。

対象者	本人 チェック	証明書等	発行機関等
給与所得者 (パート・アルバイト等を含む。申請者本人のアルバイトは不要) ※右の①～④について該当するものを全て提出。②～④に該当する場合は就労に関する申立書 (様式8の2) も必ず提出のこと。		①令和 2 年12月以前から同一会社等に継続して勤務している場合	源泉徴収票 (令和 3 年分) (写) ※複数の勤務先がある場合は、すべてを提出
		②令和 3 年1月以降に就職・転職し、現在も継続して勤務している場合	給与支給 (見込) 証明書 (様式5) 就労に関する申立書 (様式8の2)
		③令和 3 年10月以降に退職した場合 (退職日が確認できるもの)	退職票 (写)、源泉徴収票 (令和 3 年分) (写)、退職及び退職金支給証明書 (様式6) ※ (様式8の2) も併せて提出すること。
		④令和 4 年 4 月以降に退職した場合 (退職金がない場合も必要)	退職及び退職金支給証明書 (様式6) 就労に関する申立書 (様式8の2)
給与所得以外の所得がある者 (自営・農業等・外交員・不動産・雑所得・利子配当・株式譲渡・一時所得等がある者)		令和 3 年分確定申告書の第一表・第二表・第三表 (税務署に提出した申告書控) (写) ※確定申告で分離課税分がある場合は、第三表も提出すること。 ※確定申告を行っていない場合は、令和 4 年度市 (町) 県民税申告書等の令和 3 年分の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの	所得者本人
		令和 3 年の中途以降に新たに事業を始めた場合	最近3ヶ月の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの。実績がない場合は、上記の見込み金額が分かるもの (事業主本人の申立書、A4版様式自由、署名、押印、コピー不可) (様式8の2)
年金 (恩給) 受給者 ※公的年金 (老齢基礎・厚生・障害・遺族・共済・企業・農業年金等)、個人年金、恩給等		※ (様式14) を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付の新しいものを貼付のうえ、年金の種類別の年額を全て記入して提出すること。 ・最新の年金額改定通知書 (写) ・年金振込 (支払) 通知書 (ハガキ) (写) ・年金の源泉徴収票 (写)	日本年金機構、共済組合、保険会社など
★申請前 1 年以内 (R3.10.1～R4.9.30) に臨時所得 (退職金、保険金など) がある場合		退職金源泉徴収票 (写)、保険金支払証明書など臨時所得の金額及び受取日が分かるもの (退職金がある場合は、退職及び退職金支給証明書 (様式6) でも可)	勤務先 保険会社など
失業中の場合		雇用保険受給資格者証 (第1面～第4面) (写)	ハローワーク
休職中の場合		休職証明書 (休職期間が明記されているもの) 傷病手当受給者は傷病手当通知書 (写) など支給月額が分かるもの	健康保険組合等
育児休業中の場合		育児休業手当、育児休業給付金受給資格者証 (写) など支給月額が分かるもの	ハローワーク等
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している場合		最新の認定・支払通知書又は児童扶養手当受給証 など支給額が分かるもの (写)	市区町村など
生活保護を受けている場合		最新の保護決定通知書など扶助料 (最近 3 ヶ月分) が分かるもの (写) 生活保護支給申立書 (様式15)	市区町村など
健康管理手当を受けている場合		健康管理手当証など支給額が分かるもの (写)	所轄官庁
就労可能で無職無収入 (専業主婦を除く。) の者がいる場合 (18歳以上の者で予備校生を含む。)		申立書 (様式8)	該当者本人
日本学術振興会特別研究員に採用されている場合 (本人及び配偶者)		採用決定通知書 (写)、研究遂行経費の申請状況の判断できるもの	日本学術振興会

特別控除に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
母子・父子世帯		母子・父子世帯申立書（様式9）	申請者本人
就学者がいる場合（本人及び小・中学生を除く。）		在学状況及び授業料免除状況証明書（様式7） ※必ず本学の（様式7）を使用してください。6ページ Q&A⑥⑦参照。	就学者の在学学校
障害者、要介護者（要介護認定1～5）、原爆被爆者（原爆被爆者は障害がある場合のみ）がいる場合		障害者手帳（写）、療育手帳（写）、介護保険被保険者証（一・二面）（写）、被爆者健康管理手帳（写）など	所轄官庁、病院など
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		長期療養証明書（様式11） ※申請時現在、仕事に復帰している場合は該当しません。	病院、薬局など
入学前1年以内に火災・風水害にあった世帯※		被（罹）災証明書、被災額証明書などの被害金額が分かるもの又は被害届受付番号など 確定申告により雑損控除を受けている場合は、その金額が分かるもの 損害保険金等がある場合は、その支払金額が分かるもの	消防署、警察署、市区町村など
主たる家計支持者が別居している世帯（勤務先の命令によるものに限る。）		単身赴任証明書（様式12）及び主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書（様式13） ※証明となる領収証等のコピーも提出してください。	勤務先など
入学前1年以内に学費負担者が死亡した場合		死亡が確認できる書類 （退職金・保険金・遺族年金等の支払（見込）金額が分かる書類も併せて提出すること。） ※Q&A参照	保管中のもの 勤務先、関係機関

※災害救助法の適用となった災害により被災した世帯で、全壊・大規模半壊の世帯は、「災害枠」で申請してください。
半壊・床上浸水の世帯は、「一般枠」と「災害枠」で併願してください。

独立生計者に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
独立生計者（次の全ての認定要件に該当すること。） 【認定要件】 1.所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養家族でない者 2.本人（及び配偶者）の父母等と別居している者 3.本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について申告がなされ、所得証明書等が発行される者		独立生計者申立書（様式10）及び以下に例示する書類を提出し、全ての認定要件を満たしていることを証明してください。 ・本人又は配偶者が筆頭の健康保険被保険者証（写）（国民健康保険の場合は、本人又は配偶者が世帯主）（要件1） ・住民票、運転免許証などの本人（又は配偶者）及び父母に関する確認書類（写）（要件2） ※運転免許証の場合は表裏両面が必要になります。 ・本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）の最新の所得（課税）証明書（原本）及び源泉徴収票（写）又は確定申告書第一表・第二表（控）（写）など収入が確認できるもの（要件3）	本人所持のもの 市区町村、本人所持のもの 市区町村、勤務先など

* 上記以外にも大学側が必要と認める場合、別途書類の提出を求めることがあります。

* 所得課税証明書等の原本を提出する書類は、**発行日から3か月以内のもの**を提出してください。

* A4 サイズより小さいサイズの証明書類等は、指定された貼付台紙に貼付の上、提出してください。

《注意事項》

- ① 給与所得者や年金受給者で確定申告をする方は、必ず、源泉徴収票や年金に係る証明のコピーを保管の上、免除申請時にそのコピーを証明書類として大学へ提出してください。
源泉徴収票等のコピーがない場合は、勤務状態（継続・退職）や年金受給期間等が確認できないため、**再発行を求める場合があります。**
- ② 年金受給者がいる場合は、様式14に受給者ごと（1人1枚）に証明書類を貼付し、必要事項を記入の上、提出してください。

6. 個人情報の取り扱いについて

入学料免除・徴収猶予申請書、授業料免除申請書等に記入された内容や提出された書類等の個人情報は、選考のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

7. 入学料免除・徴収猶予及び授業料免除に関するQ&A

		質問	回答
申請 手続	①	1次申請、2次申請とは何でしょうか。	1次申請とは、インターネットの「入学料・授業料免除申請システム」への入力进行を指します。2次申請とは、申請システムから印刷した書類と所得課税証明書などの必要書類を郵送することを指します。 2次申請まで完了していない場合は、辞退として取り扱います。
	②	1次申請確定後に間違いに気づいた場合、変更したいのですが、可能でしょうか。	1次申請期間内であれば、申請内容の修正は可能です。申請期間が過ぎた後に修正する場合は、経済支援担当まで連絡してください。
提出 書類	③	2次申請の受付期間までに一部の書類が間に合いません。	レターパックライトで郵送する際に、不足書類がある場合は「授業料免除連絡票」に提出予定日を記入して同封してください。間に合わない書類は、提出予定日までに別途送付してください。
	④	源泉徴収票は、コピーでいいですか。	コピーを提出してください。
	⑤	確定申告書（写）が、提出期日までに間に合いませんが、どうしたらいいですか。	申請書提出日には、確定申告書（写）を除く必要書類を提出してください。 確定申告書（写）は、申告・税務署で受付受領後、速やかに提出願います。
	⑥	高校生以上の就学者の「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、各学校が発行する在学証明書でもよいですか。	だめです。 各学校が発行する「在学証明書」では就学者の在学状況や通学状況が確認できないため、証明書として受領できません。 必ず、本学所定の（様式7）をご使用ください。
	⑦	弟が3月に高校を卒業し、4月から大学に進学予定ですが、「在学状況及び授業料免除状況証明書」はどちらの学校の分を提出すればよいですか。	4月1日以降の状況についての証明が必要です。4月から新しい学校へ進学予定の場合は、入学後、進学先の学校で証明を受けたものを、進学予定者の提出期限までに提出してください。 この場合、申請時には、申請書（3/3ページ）の就学者の欄に進学予定者の学校名を（ ）書きしておいてください。
	⑧	親は会社員ですが、所得課税証明書と源泉徴収票（写）のどちらも必要ですか。	どちらも必要です。 所得課税証明書で所得の種類（給与収入・営業所得・農業所得等）や、その他の所得（不動産や雑所得等）を確認し、それぞれの所得について給与収入であれば源泉徴収票で、営業・農業所得や不動産所得等であれば所得税の確定申告書（写）、あるいは市（町）県民税申告書（写）で収入又は所得の金額を確認します。
	⑨	母は専業主婦で収入がありません。収入がない人でも所得課税証明書は必要ですか。	必要です。 収入が無かったことを証明するために、無職であっても所得課税証明書を提出してください。
	⑩	祖父母は年金受給者ですが、所得課税証明書は必要ですか。	必要です。 収入が年金のみの場合は、所得課税証明書と年金受給状況申告書（様式14）を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付が新しいものを貼付の上、年金の種類別の年額を全て記入して提出してください。 [年金額改定通知書（写）、年金振込通知書（写）、年金の源泉徴収票（写）]
	⑪	家族に無職の者がいますが、所得課税証明書は必要ですか。	必要です。 所得課税証明書と18歳以上で就労可能な無職・無収入の人がいる場合は、無職であることの「申立書」（様式8）も提出してください。
	⑫	兄が10月から就職しますが、何を提出すればよいですか。	10月の入社以降に、給与支給（見込）証明書（様式5）を提出してください。 なお、実家から離れて別生計になる場合は、何も提出する必要はありませんし、申請書の家族欄に記入する必要もありません。
	⑬	父（学資負担者）が3月に退職しましたが、提出書類は何か必要ですか。	次の書類が必要です。※3～6は該当する全てについて提出してください。就労に関する申立書（様式8の2）はいずれの場合も併せて提出が必要です。 1. 所得課税証明書 2. 退職及び退職金支給証明書（様式6） 3. 失業手当を受給する場合：雇用保険受給資格者証（写） 4. 転職した場合：給与支給（見込）証明書（様式5）（新しい職場で証明を受けてください。） 5. 無職となり失業手当を受給しない場合：無職であることの申立書（様式8） 6. 年金を受給する場合：年金決定通知書（写）
	⑭	父（学資負担者）が、6月に亡くなりました。どのような書類を提出すればよいですか。	1. 死亡が確認できる書類（死亡診断書（写）、戸籍抄本等） 2. 保険金があれば金額・支払年月日が分かるもの（保険金支払計算書（写）等） 3. 退職金があれば、金額・支払年月日が分かるもの（様式6等） 4. 遺族年金があれば、その金額が分かるもの（年金振込通知書（写）等） 5. 保険金・退職金・遺族年金がなければ、その旨を記入した申立書（様式8）
その他	⑮	授業料の口座自動引落としをしています、免除申請中の引落としはどうなりますか。	免除の許可又は不許可の決定があるまでは、申請中の学生の口座自動引落としは行いません。決定後、引き落とすことになります。
	⑯	学業成績の基準について教えてください。	・大学院(修士課程・博士前期課程) 1年次：本人が在籍する教育部における入学試験の成績が上位1/2以内の者又は学部等における学業成績が上位1/2以内の者 ・大学院(修士課程・博士前期課程) 2年次以上：前年度までにおいて、標準修得単位数を修得している者で、学業成績等が教育部が定める一定基準以上のもの ・大学院(博士課程・博士後期課程)：学業成績等が本人の属する教育部が求める一定基準以上の者
	⑰	両親からの仕送りは一切なく、アルバイトと奨学金で生活していますが、独立生計者になりますか。	両親からの仕送りがなければ、独立生計者にはなりません。 次の1～3の全てに該当することが、独立生計者の条件 です。 1. 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養でないこと。 2. 本人（及び配偶者）の父母等と別居していること。 3. 本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について申告がなされ、所得（課税）証明書が発行されること。

8. 申請に当たっての注意点

■申請は、必ず申請者本人が行ってください。（代理人による申請は不可）

■1次申請（申請システム入力）後、2次申請（書類提出）を行わなかった場合は、辞退として取り扱います。

■このしおりを熟読の上、提出書類は不備・不足のないよう早めに準備してください。不備・不足がある場合は、事実確認ができないため選考から除外されることがあります。

■提出期間を過ぎての申請は、一切受け付けません。ただし、学資負担者の死亡等による家計急変の際は、授業料の納入期限前までに【問合せ先】へご相談ください。

■申請後、記載事項に変更があった場合は、速やかに経済支援担当まで届け出てください。本人の休学や退学、家族の就職や離職、死亡、兄弟姉妹の退学等が対象です。

■学期途中からの休学・復学、また、学期途中で退学を予定している場合は、免除の申請ができません。申請後にこのような事由が発生した場合は、申請取り下げとなりますので速やかに申し出てください。

■記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがあります。

■マイナンバー制度の運用が開始されましたが、大学ではマイナンバーを受領できないため、免除申請に添付する各種証明書等は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。なお、マイナンバーが記載された各種証明書等の交付を受けた場合は、当該マイナンバー部分を油性のマジック等で塗りつぶした上で提出してください。

9. 入学料・授業料の納入が必要な場合

免除・徴収猶予の結果が、不許可となった者及び一部免除となり本人負担額が発生する者については、本人負担額を納入してもらう必要があります。入学料と授業料で納入の方法が異なりますので、以下を確認してください。なお、本学が定める期限までに納入を怠った場合、学則に基づき除籍となります。

（1）入学料

本人宛に振込依頼書（振込手数料：本人負担）を送付しますので、本学が免除結果を発表した日から起算して14日以内に納入してください。徴収猶予の結果が許可となった者は1月31日までに納入してください。

（2）授業料

授業料は、**12月12日（月）に「授業料の銀行預金口座自動引落とし」**により納入することになります。免除決定から引落としまでの期間が短くなっておりますので、ご注意願います。ただし、11月下旬の結果通知のときに判定結果が「出願中」のままとなっている者で12月上旬に判定結果の通知を受けた者については、**12月27日（火）に「授業料の銀行預金口座自動引落とし」**により納入することになります。

なお、12月12日（月）（12月上旬決定者にとっては12月27日（火））の銀行預金口座自動引落とし以降は、**本学財務課等の収入窓口での納入**か本人宛に届く「振込依頼書」（振込手数料：本人負担）を使用し、授業料を納入していただくことになります。

学生及び保護者のみなさまへお願い

入学料免除・徴収猶予申請、授業料免除申請は、学生本人の申請となっており、学生自身がきちんと理解して申請するよう指導しております。また、免除結果も学生自身が学内Wi-Fiから確認するようになっており、**保護者の方への結果通知や郵送は行っておりません。**

学生の自立性を促すため、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40-1

熊本大学学生支援部経済支援担当

電話：096-342-2151、2126

窓口開室時間：平日 8：30～18：15

MAIL：gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp